

ごみの焼却は、一定の条件を満たす焼却炉や、伝統行事などでの場合を除き、法律や都条例で原則禁止されています。これは、ダイオキシン類などによる健康や生活環境への被害を防止するためです。

◎**焼却炉での焼却を規制**

焼却炉は、焼却能力などの規模と、ばいじんやダイオキシン

類の排出量が、法律や都条例で規制されています。

また、排出されるガスに含まれるダイオキシン類などの濃度を年1回以上測定し、知事へ報告することになっています。

◎**近隣に配慮し、快適な生活環境の維持にご協力**

ごみや落ち葉などは、焼却すると悪臭がしたり洗濯物に汚

れが付いたりして、近隣に迷惑がかかることがあります。落ち葉やせん定枝などは、市が無料で収集していますので、可燃ごみの日に出してください(1回で出せる量に制限あり)。ごみは燃やさず、適正な処理にご協力ください。

☆詳しくは、環境保全係へ。

屋外でのごみの焼却は原則禁止されています

フードドライブを実施

家庭で食べきれずに余っている食品を回収し、市内の子ども食堂などに提供します。次のとおり回収を行いますので、ぜひご協力ください。

◇日時 12月20日(水)の午前10時～午後3時
(雨天実施)

◇場所 武蔵野会館

◇回収できるもの 賞味期限が1か月以上先で未開封の、缶詰、レトルト食品、調味料など

※瓶類を除きます。

☆詳しくは、ごみ減量係(環境コミュニケーションセンター内) ☎546-5300へ。

回収できるものなど詳しくは、市ホームページにも掲載しています!



ちかっぺー

団体紹介カードの掲載団体を募集

市の施設で活動している団体と活動を始めたい方をつなぐため、活動内容・日時・場所、会費などを記載した団体紹介カードを、下記の施設の窓口に設置しています。このカードに掲載する団体を募集します。なお、現在掲載しているカードは、令和6年3月31日で掲載を終了します。引き続き掲載を希望する場合は、再度申請してください。

◇申し込み 市ホームページ内専用フォーム、または、市役所生活コミュニティ課、松原町コミュニティセンター、勤労商工市民センター、あいぽっく、各高齢者福祉センター、環境コミュニケーションセンター、各市立会館、総合スポーツセンター、みほり体育館(6月30日まで休館)、アキシマエンス国際交流教養文化棟、昭島市社会福祉協議会の窓口で

☆詳しくは、市民活動推進係へ。



For the Earth, For the Future ～カーボンニュートラルへの旅路～

住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金の申請を受け付け

LED照明器具や太陽光発電などの新エネルギー機器などを、令和5年中に新たに購入・設置した方(個人事業主、法人も含む)に、補助金を交付します。ただし、市税や国民健康保険税を滞納している方、及び、以前に同補助金を受けた方(以前補助対象であった機器の補助金を受けた場合を含む)を除きます。詳しくは、案内をご覧ください。

◇補助金額 右の表のとおり

◇案内・申請書の配布 市役所環境課計画推進係、東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、アキシマエンス国際交流教養文化棟で(市ホームページからダウンロードも可)



市ホームページはこちら▶

◇申請 12月1日～1月31日(消印有効)に、必要

書類を〒196-8511 市役所環境課計画推進係へ

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

▼補助金額 (1000円未満切り捨て)

補助対象機器	補助金額	限度額
LED照明器具改修工事	工事費等の3分の1以内の額	10万円
LED照明器具 ※電球のみの交換を除く	機器費の2分の1以内の額	1台につき5000円(4台まで)
太陽光発電システム	1万5000円×補助対象機器の最大出力キロワット数	6万円
太陽熱ソーラーシステム	5万円	5万円
太陽熱温水器	2万5000円	2万5000円
蓄電池	機器費の3分の1以内の額	5万円
燃料電池(エネファームなど)	5万円	5万円